

会 費 納 入 規 程

第 1 条 (総 則)

本協会の会員は、定款第 8 条にもとづき本規程の定めに従い協会の運営に関する会費を納入する。

第 2 条 (会 費)

会員の会費は、次の各号により算定する。

1. 入 会 費

新規会員は次の入会費を納入する。

(1)貨物自動車運送事業	金	100,000 円
(2)霊柩輸送のためにする貨物自動車運送事業	金	25,000 円
(3)貨物運送取扱事業	金	25,000 円

但し貨物自動車運送事業を取得したときはその差額を納入する。

2. 平 等 割

一会員月額	金	3,500 円
-------	---	---------

3. 車 輦 割

普通車 1 両につき月額	金	300 円
小型車 1 両につき月額	金	150 円

第 3 条 (車輦の種別)

第 2 条第 3 項に定める車輦の種別は道路運送車輛法第 3 条「自動車の種別」に定める種別に係わりなく次の区分による。

- (1)普通車 最大積載量 3.5 屯をこえるものを云い通運調整車輛並びにけん引車を含み他は除く。(トレーラは除く)
- (2)小型車 最大積載量 3.5 屯までのものを云い通運調整車輛並びにけん引車を含み他は除く。

第 4 条 (車輦数の算定)

第 2 条第 3 項の算定基礎となる車輦数は前期 4 月 1 日 (4 月 1 日 ~ 9 月 30 日) と後期 10 月 1 日 (10 月 1 日 ~ 3 月 31 日) の实在車をもって月額会費を算定する。

第 5 条 (通常会費納入の通知)

協会は前条により算定した会員会費を毎月末日までに納入通知書をもって会員に通知する。

第 6 条 (通常会費納入の期日)

会員は翌々月 10 日までに協会の指定する金融機関の協会口座へ納入する。

口座振替の場合は翌月 20 日もしくは 27 日(金融機関休日の場合は翌営業日)に振替する。

第 7 条 (臨時会費の納入)

臨時会費はその都度協会から納入通知書をもって直接会員に通知する。

第 8 条 (会費の使用目的)

会費 (第 2 条) は、当協会の管理費及び会員の相互扶助に使用するものとする。

附 則

平成 23 年 5 月 16 日一部改正 (本条改正は平成 23 年 4 月 1 日から適用)

平成 26 年 4 月 1 日一部改正